

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

平成30年9月10日開会

熊本県南小国町

## 平成30年度南小国町農業委員会9月総会

1. 開催日時 平成30年9月10日(月)午前10時00分から午前10時50分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (10人)

1番 杉 安 申 歳 委員	2番 佐 藤 省 市 委員
3番 松 崎 久美子 委員	4番 下 城 孔志郎 委員
5番 佐 藤 竹 良 委員	6番 村 上 文 秋 委員
7番 河 津 篤 委員	8番 北 里 丈 夫 委員
9番 穴 井 堅 委員	10番 武 田 時 吉 委員
4. 欠席委員 (0人)
5. 会議録署名委員の指名 (10番委員、1番委員)
6. 議案第 18 号 農地法各条関係審議について
7. 議案第 19 号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について
8. 議案第 20 号 農地に該当するか否かの判断について
9. 議案第 号 その他
10. 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局 長 本田 圭一郎
事務局 職員 佐藤 亮

○会長

おはようございます。

それでは9月の農業委員会総会をただ今から開催いたします。

本日は全員出席しておりますので総会は成立しております。

それでは日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

10番 武田時吉委員、1番 杉安申歳委員、よろしく願いいたします。

## 議案第18号 農地法各条関係審議について

続きまして日程第2「議案第18号 農地法各条関係審議について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページ目をお願いいたします。

### 【議案第18号 農地法各条関係審議について詳細に説明】

2ページをお願いいたします。

今回の申請案件は5条関係が1件のみという形になっております。

受付番号1 譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件としまして、大字満願寺字〇〇〇〇〇〇-〇。台帳・現況地目共に田です。面積が284㎡となっております、所有権移転。転用の理由としまして譲受人経営の旅館駐車場敷設のため、という形になっております。

次ページ目に位置図、それと本日お配りしています第5条申請案件、現地確認写真という形で資料がついています。

農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性が低い農地であることから第2種農地として判断されます。

事務局からは以上です。

○会長

はい。続きまして担当地区委員の説明をお願いいたします。

(2番委員手をあげる)

はい。2番。佐藤省市委員。

○2番委員

はい。この件につきまして先日〇〇〇〇君から話がありまして、小田神社の下の土地がですね無法地帯になっており、そば屋の従業員の方の駐車場が足りないということで、そこを造成するためということでありまして、皆様のご審議よろしく願いします。

○会長

はい。ただ今事務局並びに担当地区委員から説明がございました。

この件について質疑等ございませんでしょうか。

(4番委員手をあげる)

はい。4番下城委員。

○4番委員

この土地は農振とかかかってないわけですか。

○会長

はい。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局から説明させていただきます。

こちらの農地は農振・農用地ではございませんので転用の条件は満たしているというふうになっております。

○会長

はい。4番委員よろしいでしょうか。

○4番委員

はい。

○会長

はい。他に質問ございませんでしょうか。

質問ございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。質問ないということですので、採決に移りたいと思います。

5条関係受付番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でありますので、原案のとおり許可相当の意見を付して県に進達することと決定をいたします。

## 議案第19号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の

### 決定について

続きまして、日程第3「議案第19号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。4ページをお願いいたします。

#### 【議案第19号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について詳細に説明】

5ページをお願いいたします。

○会長

5ページの受付コード30027につきましては、4番委員さんが関係しますので退席をお願いします。

(4番委員。退席する)

はい。4番委員さんが退席しましたので、審議をお願いします。

○事務局長

受付コード 30027 登録区分 新規

利用権の設定を受ける者 (○) ○○○○○○○○○○。住所 南小国町大字○○○○○。利用権の設定をする者 ○○○○氏。住所 南小国町大字○○○○○。利用権を設定する土地としまして、大字○○○○○○○○○-○。現況地目 田。面積1,985㎡となっております。設定する利用権は、利用内容としまして野菜。期間が30年9月1日から35年8月31日までの5年間という形になっております。利用権の種類、法律関係併せまして賃貸

借という形になっています。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして、(○) ○○○  
○○○○○○。農作業従事日数は320日となっております。

他詳細は以下のとおりでございます。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から受付番号30027について説明がございました。  
この件について、質問はございませんでしょうか。

質問等ございませんか。

ないようでありますので、採決に移りたいと思います。

農地利用集積計画の受付番号30027について、原案のとおり決定す  
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので決定することといたします。

この件につきましては南小国町町長へ報告することといたします。

それでは4番委員の下城委員入場着席お願いいたします

(4番委員着席する)

続きまして受付番号30028について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。6ページをお願いいたします。

受付コード 30028 登録区分 新規

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。住所 南小国町大字満願寺○○  
○○。利用権の設定をする者 ○○○○○氏。同じく満願寺○○○○。

利用権を設定する土地としまして、大字満願寺○○○○○○○-○。現況地目

田。面積976㎡。設定する利用権が、利用内容 野菜。期間が30年9  
月1日から40年8月31日までの10年間というふうになっております。

利用権の種類は使用貸借権となっております。続きまして同じく8862。

現況地目 田。面積1,262㎡。同じく○○○○○○○○○-○。現況地目 田。

面積1,778㎡。同じく○○○○○○○○○-○。現況地目 田。面積1,63  
7㎡。設定する利用権は満願寺○○○○○○○のみが水稻・野菜となっており、

他の地番につきましては、水稻という形になっております。期間にしまして  
30年9月1日から40年8月31日までのいずれも10年間ということ  
で利用権の種類等は使用貸借となっております。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等としまして、男性。年齢43  
歳。農作業従事日数150日となっております。

事務局からは以上で説明を終わります。

○会長

はい。ただ今事務局から受付番号30028について説明がございました。  
この件について、質問等はございませんでしょうか。

質問等ございませんか。

ないようでありますので、受付番号30028について採決を行いたい

と思います。

利用権設定について賛成される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので決定することといたします。この件につきましては南小国町町長へ報告することといたします。

(事務局長手をあげる)

はい。事務局。

○事務局長

先ほど審議いただきました5ページ30027につきまして、(○)○○○○○○○○のほうに代表取締役○○○○○氏の名前を入れるということで書類の修正のほうを追加させていただくということでご了承いただければと思います。

以上です。

○会長

はい。そのように訂正をお願いいたします。

## 議案第20号 農地に該当するか否かの判断について

続きまして日程第4、「議案第20号農地に該当するか否かの判断について」上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。7ページをお願いいたします。

### 【議案第20号 農地に該当するか否かの判断について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

今回の非農地判断対象筆一覧1から8までの8筆を審議いただきたいというふうに考えております。

一番目としまして、所有者(○○○)○○○○氏。対象筆 大字赤馬場○○○○○○-○。地目が田。面積2,901㎡。一筆となっております。同じく(○○○)○○○氏 代表相続人○○○○○氏。赤馬場○○○○○○-○。地目は田。面積2,652㎡となっております。続きまして(○○○)○○○氏。大字赤馬場○○○○○○○○。地目は田。面積447㎡。続きまして(○○)○○○○氏 代表相続人○○○○○氏。赤馬場○○○○○○○○-○。地目は田。面積311㎡。続きまして(○○)○○○○氏。中原字○○○○○○-○。地目は畑。面積1,098㎡。続きまして(○○○)○○○○氏 代表相続人○○○○○氏。○○○○○○○○○-○。地目は畑。面積1,218㎡。続きまして(○○○)○○○○氏。中原○○○○○○-○。地目は田。面積287㎡。続きまして(○○○)○○○氏。満願寺○○○○○○○○-○○。地目は畑。面積4,799㎡。合計8筆の面積13,713㎡となっております。

補足説明としまして、先だって行っていただきました農地パトロールの結果を踏まえまして、B判定というところでの結果をふまえたところでの審議という形になります。

事務局からは以上です。

○会長

はい。事務局からただ今説明がございました。それぞれについて審議したいと思います。

受付番号1ですけれども、写真がですねそこについておりますけれども写真を見て一応現場を確認していきたくと思います。

担当地区委員と農業委員さんについてはですね、今事務局から説明がありましたように、農地パトロールで現場を見ております。そしてB判定という形をしておりますので非農地にするか、判断をですね委員会で行なければなりません。

該当しないということになると通常、森林の模様を呈しているとか、その土地が周囲の状況からみて今後継続して農業ができないような土地が該当いたします。それを写真等で確認をいただいてですね、農地か非農地かの判断をしなければなりませんので、皆様のご意見をお願いいたします。

まず受付番号1について質問をお受けいたします。

事務局から補足の説明があるそうです。

○事務局

事務局から補足説明をさせていただきます。

今回、この審議においてですね非農地と判断された場合のその後についてなんですけれども、現在農業委員会で保有している農地台帳からその筆が外れることとなります。それで外れたことによって農地法の適用を受けない土地という扱いになりますので、農業委員会としてのですね管轄から外れるという考え方になります。外れた後にですねその所有者の方なり、耕作者の方がもう一度農地として元に戻った場合は、また農業委員会の判断を経てですね農地台帳のほうに戻るといような考え方になります。

ただし、開墾はいま日本では認められておりませんで、新しい農地ですね、例えば森林を切り開いて農地にするといったのは認められておりませんので、その点はご了承ください。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から補足説明がありましたとおりでございます。

受付番号1について質問等ございませんでしょうか。

(4番委員手をあげる)

はい。4番委員下城委員。

○4番委員

はい。これは全体の話なんですけど、そうなった場合に税金関係とかそういうふうな部分というのは、どういうふうな本人に対する影響があるのかというのをお伺いしたい。

○会長

通常でいけば登記の台帳に載っている地目で課税という形ですから農地

であれば農地のままです。本人さんが転用をしない限りはですね農地のままの課税のままです。今の段階はですね。

○4番委員

非農地となった場合もいっしょですか。

○会長

まだ農地ですから。登記をしていないからですね。登記したら課税が変わりますけれども税の担当でないので詳しいところはわかりませんが、通常は農地は農地の課税です。中には雑種地とか宅地とかですね判断されるところもあるかもしれないですけど、それは税務課でないと判断はできませんのでここでは回答できません。

この写真を見る限りですね、雑草等出来てかなり荒れているような現況ではございますですね。

何か質問等はございませんでしょうか。他に。

現況の現場を見た方はわかるんですけど、見ていない人は写真だけの判断ですから写真の状況を見てですね判断をしていただきたいと思います。

受付番号1について質問等ございませんでしょうか。

他に質問がないようであれば採決に移りたいと思いますがいかがでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。質問がないということですので、採決に移りたいと思います。

受付番号1について農地に該当しないものと判断される方については、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので受付番号1については非農地ということで判断をいたします。

続きまして受付番号2について審議をいたします。

事務局から写真の説明をまずしてください。

○事務局

はい。事務局からですけれども、先ほどと同じページになりまして写真がですね〇〇 〇氏の赤馬場〇〇〇〇〇〇-〇になりまして、航空写真では上のほうになります。そして下の現場の写真がですね左上の写真になっておりまして、現況としてはもう B 判定というところでございます。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。

受付番号2について質問を受け付けます。質問等ございませんでしょうか。

(9番委員手をあげる)

9番 穴井 堅委員。

○9番委員

はい。この写真で見る限りですね〇〇〇〇-〇は〇〇さんのちょうど間にありますが、その上の〇〇〇〇-〇ですかこれは農地になっているんで



すか。それとも非農地じゃなかろうかという気もしますがそこはどうでしょう。

○会長 はい。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はい。説明させていただきます。

現場の写真を撮りに行ったときにそのご指摘の筆はですね里芋が植わっておりまして、農地として活用されていましてのでそこらは非農地ではないかなと思います。以上です。

○9番委員 はい。わかりました。

○会長 はい。事務局からの説明ありがとうございました。里芋が植わっているということでした。

他に質問ございませんでしょうか。

何か質問ございませんでしょうか。

ないようでしたら採決に移りたいと思いますが。よろしいでしょうか。

(はい。という声あり)

はい。質問がないということですので、受付番号2について採決を行います。

農地に該当しないものと認めるものは挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので非農地と判断をいたします。

続きまして受付番号3について質問をお受けしますが写真の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 3と4について同じ並びになるので併せて説明させていただきたいと思いますが。

○会長 それでは受付番号3と4について事務局から説明お願いします。

○事務局 はい。事務局から説明させていただきます。

まず受付番号3の○○ ○氏。赤馬場○○○の○○○○とそのお隣の筆のですね○○○○氏。赤馬場○○○○○○○-○の2筆となっております。

まず○○○○○○○なんですけれども写真が左上の写真になります。○○○○-○の筆が一番右下のですね写真となっております。どちらも樹木が植わっているような状態です。昨年度はですねこちらをA判定で整理をしていたところなんですけれども、今年度もですねご家族様に去年農地としてどうされますかという通知を出した後も現状と変わらないというところでしたので、判断基準に則ってですねB判定というところとなっております。

以上です。

○会長 はい。受付番号3、4について今事務局から説明がございましたので質問は3、4について併せて質問をお受けいたします。

質問等ございませんでしょうか。

質問ないでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなご意見でありますので、まず受付番号3について採決をしたいと思います。

受付番号3について農地に該当しないものに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので非農地と判断をいたします。

続きまして受付番号4について採決を行います。

農地に該当しないものとするに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので非農地と判断をいたします。

続きまして受付番号5について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局からご説明させていただきます。

ページをめくっていただいて、〇〇〇〇氏。〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇となっております。こちらは道路沿いのですねちょっと下がったところになりました。写真が2枚付けておりますけれどもどちらも藪になっておりまして、一部樹木が生えているような状態となっております。

事務局からは以上です。

○会長

はい。説明ありがとうございます。写真のとおりですね現況はもう相当前から荒廃しているような土地のようなふうにお見受けいたします。

何か質問ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。質問はないというようなご意見でございますので、採決に移りたいと思います。

受付番号5について農地に該当しないものとするに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので非農地と判断をすることといたします。

続きまして受付番号6について事務局から補足説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局から説明をさせていただきます。

こちらは〇〇〇〇氏。〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇になっておりまして、場所はですね熊野座神社を降りてすぐ目の前の筆になります。写真がですね下の写真がつけているんですけれども、現状としてはですね農地とは言えないというような状況になっておりまして、今回の農地パトロールの結果ですねB判定というふうに戻られた方はですね判定をしていただいているところで

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。

受付番号6について質問等ございませんでしょうか。  
現場はですね長年こういう状態で耕作はされていない農地ではありますが。  
何か質問ございませんでしょうか。

質問がないようであれば採決に移りたいと思いますので如何でしょうか。  
(はい。の声あり)

はい。それでは受付番号6について採決に移りたいと思います。  
農地に該当しないものとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので非農地ということで判断をすることといたします。

続きまして受付番号7について事務局から補足説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局から説明させていただきます。

続きまして〇〇〇〇氏。中原〇〇〇〇〇〇-〇になります。こちらは道路沿いのですね面積も287㎡と狭小な筆になっておりまして、写真がその下の写真になります。現場はですね山つきといいですか、もう雑木等が生え始めているような状況になっておりまして、〇〇氏のですね他の筆は営農を再開しているところがいくつかありますけれども、こちらはもうされていないのでこちらもB判定というところで判断をいただいているところです。

以上です。

○会長

はい。事務局から補足説明がありましたけれども7番について質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

質問がないということですので、採決に移りたいと思います。

受付番号7について農地に該当しないものとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので非農地と判断をすることといたします。

続きまして受付番号8について事務局から補足説明をお願いいたします。

○事務局

はい。説明させていただきます。

続きまして〇〇 〇氏。満願寺〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇になっております。現場はですね航空写真の赤の網掛け部分になっておりまして、現場の写真は下の2枚になっております。写真にあるとおりですね一部はもう雑草が全体的に生えているような状況でして、中にはですね右下のような写真にありますように雑木がもう生え始めているというような状況になっております。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から補足説明がありました。受付番号8について質問等ございませんでしょうか。

質問等ございませんか。

写真から見ますと周囲はもう住宅地ということでここだけに農地が残っているというような現況でございますが。

質問等ございませんでしょうか。

質問等がないようであれば採決に移りたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

質問ございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。質問ないということでありますので、受付番号8について採決に移りたいと思います。

農地に該当しないものと判断される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので非農地と判断をいたします。

以上で本日の日程については終わりましたけれども、その他何かございませんでしょうか。

ないようであれば本日の総会を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成30年9月10日

南小国町農業委員会会長

署名委員 10番委員

署名委員 1番委員

会議録調整者 佐藤 亮  
本誌 表紙共 枚